

公 告

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（機械設備関係部門）

次のとおり公告します。

令和3年1月29日

国土交通省 九州地方整備局
八代河川国道事務所長 服部 洋佑

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（機械設備関係部門）（以下「協定」という。）は、八代河川国道事務所（以下「事務所」という。）が直轄管理を行う河川又は道路において、災害が発生した場合等に備え、あらかじめ特定の企業と協定締結をすることで、迅速に緊急時の応急復旧工事等を実施するための体制を確立するものであり、もって流域住民や道路利用者等の安全確保及び早急な施設の保全・復旧に努め、社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

(2) 協定の対象施設、設備要件及び業務内容

公募する協定の対象施設、設備要件及び業務内容は、表－1のとおりとする。

(3) 協定設備

基本協定の対象設備は、八代河川国道事務所が直轄管理する機械設備とする。

(4) 協定期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

(5) 協定を締結する企業の特定

- 1) 本協定の締結を希望する企業は、技術資料（様式－1）を協定対象施設毎に提出するものとする。
- 2) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって下記設備区分の協定対象施設毎に協定対象企業を特定する。ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。
また、設備区分及び設備区分内での重複申請は認めるものとする。

表－1

設 備 区 分	協 定 対 象 施 設	協定対象企業予定数
排水ポンプ設備	九日町排水機場、舟戸・渡・今村地区排水施設	2
水門設備	球磨川堰、新前川堰、樋門・樋管設備	3
トンネル換気設備	二見トンネル換気設備	1
	新赤松トンネル換気設備	1
	新佐敷トンネル換気設備	1
	新津奈木トンネル換気設備	1
トンネル消火設備	二見トンネル消火設備	1
	新赤松トンネル消火設備	1
	新佐敷トンネル消火設備	1
	湯治トンネル消火設備	1
	湯浦トンネル消火設備	1
	新津奈木トンネル消火設備	1

(6) 本協定締結後の作業の請負契約

- 1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が作業の実施が必要と判断した場合は、当事務所は協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる作業の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は作業の請負契約を速やかに締結するものとする。
- 2) 1) に該当する場合であつて、当事務所が諸般の事由から対象となる協定企業に作業を実施させることが適切でないと判断した場合は、同設備区分内の他の協定企業の詳細を得て、必要となる作業の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として作業の請負契約を速やかに締結するものとする。
- 3) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務または工事を行わない。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和03・04年度の機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和03・04年度の機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること。
また、設備区分が「トンネル消火設備」については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和03・04年度の機械設備工事または暖冷房衛生設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和03・04年度の機械設備工事または暖冷房衛生設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること。
なお、令和3年4月1日時点において認定されていない者との協定は、協定締結の参加資格を有しない者として、当該協定を無効とする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
- (4) 緊急事態発生に伴う協力要請があつた場合、指示のあつた施設へ技術者が速やかに到着できること。
- (5) 別表-1にある設備区分毎の設備要件を満たす工事で、平成17年度以降に元請けとして完了したに施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。又は、設備区分毎に設備要件を満たす点検整備で、平成27年度以降に元請けとして完了した履行実績を有すること。
- (6) 九州地方整備局管内に派遣技術者が所属する部署等の拠点を有すること。
- (7) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。
- (8) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒866-0831 八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所
担当：河川管理課専門官（内線503）
電話 0965-32-8120（河川管理課直通）

(2) 技術資料等説明書及び協定参加申請書（様式-1）の交付期間、場所、

- ① 交付期間： 令和3年1月29日(金)から令和3年2月12日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
 - ② 交付場所： 〒866-0831 八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 河川管理課
 - ③ 交付方法： 手渡し及び事務所のホームページからのダウンロードにより交付する。
- (3) 協定参加申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間： 令和3年1月29日(金)から令和3年2月12日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所： 〒866-0831 八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 河川管理課
 - ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。